



埼玉県報

第334号
令和4年(2022年)
8月5日
金曜日

目次

告示

- 情報連携プラットフォーム整備計画策定業務委託に関する落札者等の公示（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指定（秩父環境管理事務所）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 越谷都市計画道路の変更（都市計画課）
- 新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 教育局資産管理・ファイルサーバシステム用機器賃貸借及び運用補助業務委託に関する落札者等の公示について（教委・総務課）
- 交番等で使用する電気（低圧電力）に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道越谷流山線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道越谷流山線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道笠原菖蒲線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第八百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
情報連携プラットフォーム整備計画策定業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年6月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社富士通総研 東京都大田区新蒲田1丁目17番25号
- 5 落札金額
36,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年4月22日

告 示

埼玉県告示第八百二号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二十八条第一項の規定により、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定した。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 土砂の搬入を禁止する期間

令和四年八月十一日から令和五年二月十日まで

二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

埼玉県秩父市田村字上ノ台七百八十八番一、七百八十九番一、七百八十九番二、八百二十六番、八百二十七番、八百二十八番二、八百二十九番、八百三十四番四、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十六番三、八百三十六番十七、八百三十八番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百三十九番三、八百三十九番四、八百四十四番、八百四十五番、八百四十六番一、八百四十六番二、八百四十七番一、八百四十七番二、八百四十八番、八百四十九番及び八百五十番、同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台八百三十九番一地先から同字上ノ台八百四十九番地先までの道路敷並びに同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台七百八十九番一地先から同字上ノ台八百四十七番一地先までの水路敷並びに同字諏訪平千八百三番の土地

告 示

埼玉県告示第八百三三号

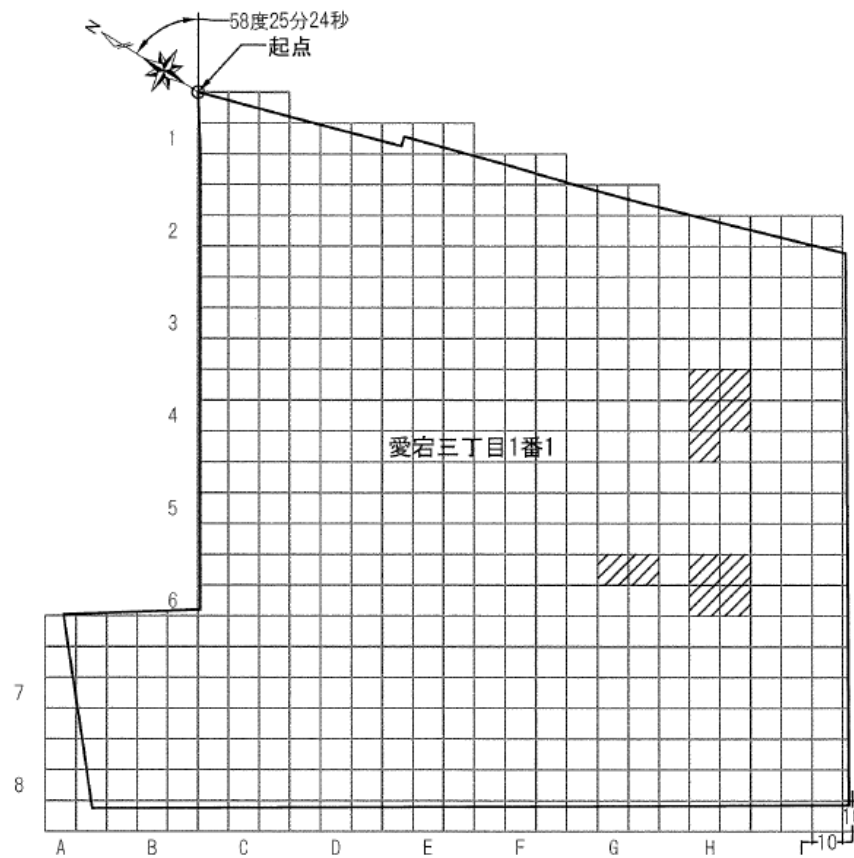
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和四年埼玉県告示第四十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県上尾市愛宕三丁目一番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【凡 例】

— 敷地境界

▨ 要措置区域を解除する区画

【起 点】

起点は、上尾市愛宕三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度】

58度25分24秒

告 示

埼玉県告示第八百四号

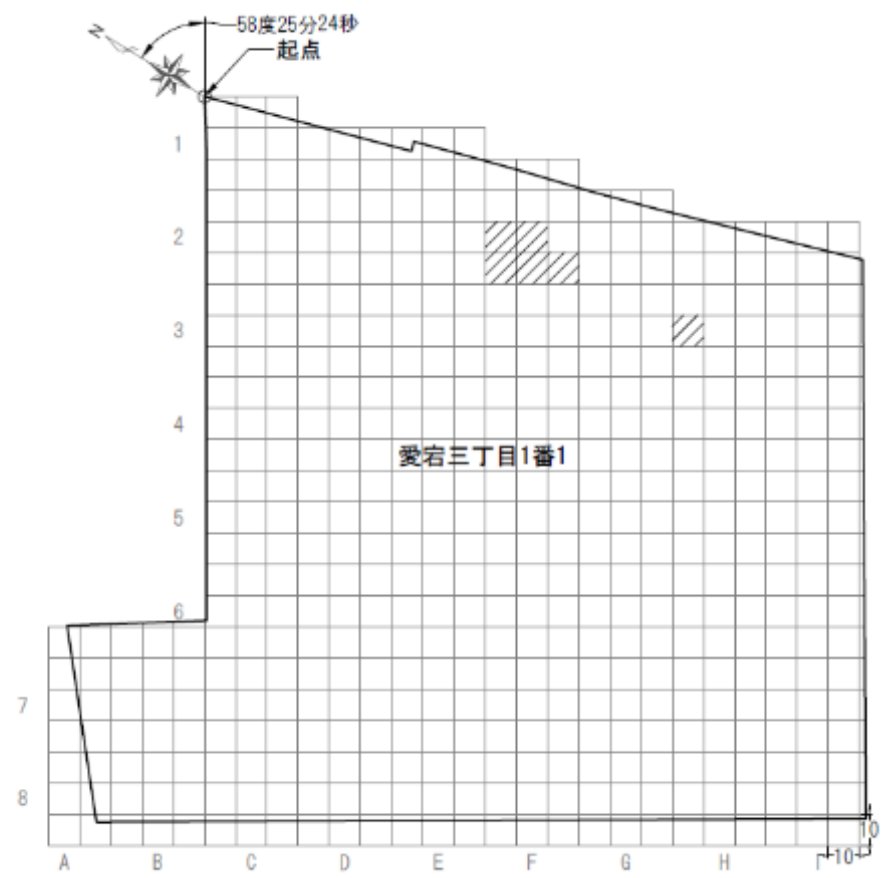
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第四十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元 裕


- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県上尾市愛宕三丁目一番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【凡例】

—— 敷地境界

 形質変更時要届出区域を解除する区画

【起 点】

起点は、上尾市愛宕三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度】

58度25分24秒

告示

埼玉県告示第八百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス本庄小島店

埼玉県本庄市小島二丁目千七百八十五番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年三月二十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百九十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一五五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和四年七月二十日

二 縦覧期間

令和四年八月五日から令和四年十二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月五日から令和四年十二月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百六号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

上尾市及びその周辺

四 作業期間

令和四年九月一日から令和五年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第八百七号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準点測量）

三 作業地域

川口市大字安行外

四 作業期間

令和四年七月二十五日から令和五年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百八号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準点測量）

三 作業地域

川口市大字安行

四 作業期間

令和四年七月二十七日から令和五年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百九号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

令和四年七月十五日から令和五年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第八百十号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

幸手市全域

四 作業期間

令和四年十月一日から令和五年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第八百十一号

測量計画機関である美里町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

美里町

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

児玉郡美里町大字南十条地内

四 作業期間

令和四年七月一日から令和四年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百十二号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（修正測量 地図情報レベル二千五百）

三 作業地域

宮代町全域

四 作業期間

令和四年七月二十日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百十三号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ 地図情報レベル二千五百）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

令和四年七月二十三日から令和五年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第八百十四号

令和三年埼玉県告示第八百四十六号で公示した公共測量は、令和四年六月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百十五号

令和三年埼玉県告示第千二百九十六号で公示した公共測量は、令和四年六月三十日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百十七号

新座市から新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百十八号

新座市から新座都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第八百十九号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第八百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

教育局資産管理・ファイルサーバシステム用機器賃貸借及び運用補助業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部総務課総務・行政改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年6月3日

4 落札者の氏名及び住所

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

192,218,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年4月22日

告 示

埼玉県告示第八百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
交番等で使用する電気（低圧電力） 予定使用電力量 2,498,485キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年6月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2丁目11番2号
- 5 落札金額
75,722,072円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年4月15日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

<p style="text-align: center;">旧 新</p>	<p style="text-align: center;">旧 新 別</p>
<p style="text-align: center;">越谷市東町二丁目一二七番一地从先から 同市東町一丁目四番一地从先まで</p>	<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">二三・八〇〇 三五・四〇〇</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">七一・八〇</p>	<p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p>
	<p style="text-align: center;">備 考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年八月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>越谷市大成町七丁目一九六番一地先から 吉川市大字吉川字屋敷付一五四〇番二五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年八月六日 午後三時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十一月二十九日付け 埼玉県越谷県土整備事務所長 告示第十号及び令和四年八月 五日埼玉県越谷県土整備事務所 所長告示第二十号で告示した 道路予定区域の一部供用開始 である。延長九六三・五〇メ ートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笠原菖蒲線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>前二〇九八番六地先まで</p> <p>久喜市菖蒲町小林字小下後三六七六 番二地先から同市菖蒲町小林字小下</p>		区 間
<p>一五・〇〇</p> <p>一三・六一</p>	<p>八・一九</p> <p>八・五一</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一三八・四八</p>		延 長 (メートル)
		備 考